

2014年度三鷹市予算案・施政方針に対する各派代表質疑

社会保障・税番号制＝共通番号制について質問をいたしました。

質問内容と市側の答弁です（未定稿）。2014年3月6日三鷹市議会本会議4日日

三鷹市議会議員・嶋 崎 英 治

備考：質問時間は往復60分。7項目質問。共通番号制は4番目。

（※ 共通番号制に関する質問と答弁の抜粋です。）

（※【 】内は、やぶれっ！住基ネット市民行動による校正箇所です。）

○議長（伊藤俊明君） それでは代表質疑を続けます。

次に、15番 嶋崎英治君、登壇願います。

〔15番 嶋崎英治君 登壇〕

○15番（嶋崎英治君） 今回は7項目について質問します。

4、社会保障、税番号制、共通番号制について質問します。

共通番号制実施までのスケジュールの概要は、私が知る限りでは、2013年5月31日、共通番号関連4法を公布。2014年4月、地方公共団体情報システム機構設立、地方自治センター廃止。2014年前半、個人情報保護評価指針公表、自治体で評価書作成。2015年3月までに市町村の住基システム改修完了。2014年度作業。2015年上半期、条例の改正。2015年10月、これは予定ですが、個人番号付番、通知カードによる通知プラス住民票への記載。2016年1月、個人番号利用開始、申請時に記入等。個人番号カード交付。2017年1月、情報連携開始。自治体は2017年7月からだと私は思っています。

共通番号制の危険性は政府みずからが認めています。社会保障・税番号大綱15ページには、仮にさまざまな個人情報本人の意思による取捨選択と無関係に名寄せされ、結合されると、本人の意図しないところで個人の全体像が勝手に形成されることになるため、個人の自由な自己決定に基づいて行動することが困難になり、ひいては表現の自由といった権利の行使についても、抑制的にならざるを得ず、萎縮効果ですね。民主主義の危機も招くおそれがあるとの意見もあることも看過してはならないとあります。共通番号制の目的は、個人情報を縦につなぎ、生涯にわたって追跡し、横につないで一覧を可能にすることにあると思います。

共通番号制は住基ネット最高裁判決に抵触し、違憲のシステムではないかとも言われています。つまり、最高裁判決は、住基ネットでは個人情報を一元的に管理する機関、主体がなく、秘匿性の低い本人確認情報、住所、氏名、生年月日、性別、住民票コード、変更情報を扱い、データマッチングには使わず、民間利用を禁止し、専用回線でデータを送信して、情報が容易に漏洩する具体的な危険がないと判断して、個人情報をみだりに第三者に開示または公表されない自由を侵害と認め、合憲判決となりました。しかし、今回の共通番号制は、福祉、医療、介護、労働、税務など秘匿性の高い情報を本人同意もなく提供し、データマッチングを目的とし、民間で幅広く使用する予定です。インターネットや一般回線で情報をやりとりし、事実上、総務省がその情報の流れを管理することになります。

質問の7です。地方自治体の責任の明確化をする必要があります。共通番号制度の運用に責任を持つのは国ですか、地方自治体ですか。

質問の8、住民基本台帳法第36条2項では、市町村長は、住民票に記載されている事項の漏洩、滅失及び~~棄損~~【毀損】を防止するなど、適切な管理のために必要な措置を講じなければならないとなっています。共通番号制度で提供される住民情報について、提供先での漏洩や不正利用等の防止のために、どのような措置を考えているか、現時点で考えていることをお聞かせください。

質問の9、国・都から、いつ、どのような説明を受けているのでしょうか。

質問の10、住民、自治体にとってのメリットは何でしょうか。共通番号制によって、自治体及び住民の負担を軽減する事務は何でしょうか。番号制度を利用しなければ実現できない事務は何でしょうか。

質問の11、個人番号カードの交付は法定受託事務ですが、市町村が本人確認をして交付することになっています。国の指示した方法により交付したカードが不正取得で被害が発生した場合、その責任は国が負うのでしょうか、市町村が負うのでしょうか。

〔市長 清原慶子さん 登壇〕

○市長（清原慶子さん） それでは、平成26年度三鷹市の予算に関します代表質疑に順次お答えいたします。

続きまして、いわゆる個人番号制度についての御質問のうち、幾つかについて私から答弁をいたします。

これもまた国の制度でございまして、先ほどの消費税もそうなんです、三鷹市の皆様、市長、議会の意思決定ではないところで決められたことでも、主とした担い手は基礎自治体でございまして、個人番号制度については、しっかりと情報収集をしております。

質問の7番目で、運用の責任はどこが持つのかという御質問でございまして。

制度開始に当たり、情報連携に必要な情報提供ネットワークシステム、インターフェースシステム、個人番号付番等システムなどを新たに構築することになります。これらのシステムは国の定めた仕様により国が構築しますので、その運用範囲においては国に責任があります。これは、現在は地方自治情報センターという名称の機関が、平成26年（2014年）の4月より組織変更して地方公共団体情報システム機構となりますが、そこが運用を行います。一方、自治体の職員は、番号制度における情報連携として、情報~~紹介~~【照会】と情報提供の業務を行います。これら制度に係る運用は、番号制度における個人情報の保護を目的として、2014年1月に新たに設置された第三者機関であります特定個人情報保護委員会によって監視監督されます。違反があれば罰則があります。したがって、業務を行う自治体職員と国のシステムを運用している地方公共団体情報システム機構に厳格な運用ルールが課せられます。国のシステムの管理者と自治体における実務担当者が運用ルールを遵守することで、システムの運用上のセキュリティが保たれるということになります。

続きまして、このような内容について、国・東京都から、いつ、どのような説明を受けているかという御質問にお答えいたします。

国は平成25年の秋より、都道府県の担当者に対する説明会を順次開催してきました。三鷹市のような市町村に対しましては、全国市長会、住民基本台帳ネットワークシステム担当者説明会などにおいて、国からの説明がなされています。私は、全国市長会の当時の名

称、共通番号制度に関する検討会の座長代理とか、それを務めていましたので、おかげさまで国、内閣府、総務省からの情報は私と随員の職員が直接ですね、説明を聞き続けてきました。ただ、一般的にはですね、基礎自治体は都道府県により資料提供の形で説明がなされています。ただ、希望すれば国の担当者が説明に来るといことですので、三鷹市では既に昨年の6月に全庁的なプロジェクトチームとして、社会保障・税にかかわる検討チームを立ち上げまして、その第1回の会合を6月19日に行いましたときに、総務省自治行政局の住民制度課長に来ていただきました。やはり担当者に直接ですね、お話を聞くのがよいということで、その説明会を実施しています。

国においては、平成25年度、今年度はですね、制度の詳細を詰める期間でしたので、説明資料にも変化が見られることがあります。そこで三鷹市では、職員が最新の情報によってこの制度を理解できるよう、三鷹市職員のための番号制度ハンドブック導入編を作成いたしまして、情報共有、研修等に役立てているところでございます。

○市民部長（佐藤好哉君） 私からは、市長の答弁に補足して2点、個人番号制度について補足をさせていただきたいと思っております。

まず、個人番号制度、共通番号制度のこの提供される住民情報について、提供先での漏洩や不正利用等の防止のためにどのような施策を、措置を考えているかということでございます。

先ほど市長の答弁にもございましたとおり、罰則の強化、それから、第三者機関でございます特定個人情報保護委員会が設置されるとともにですね、当面の間、この個人情報を利用することができるのは行政機関、地方公共団体等に限定されておりますし、また、基本的な6領域に限られてございます。本市はもちろんのことですね、各自自治体において番号制度にのっとった適切な事務処理を行う中で、個人番号を含む住民情報の漏洩や不正取得等の防止を図っていくことになるものと考えております。

それから、個人番号カードの不正取得により発生した被害の責任について御質問がございました。

個人番号カードの不正取得による被害につきましては、具体的な事案にもよりますけれども、番号制度を構築する国だけの責任ではなくですね、実際に個人番号カードの交付事務に携わる市町村にも、例えばですが、不適切な事務処理を行った場合などには責任は生ずるものと考えております。個人番号カードの交付は平成28年1月から始まりますが、そのような被害が生ずることのないよう、交付に当たっては本人確認などを厳格、確実にいたしまして、なりすましなどの不正取得が発生しないよう、しっかりと取り組んでいくように準備を進めてまいりたいというふうに思っております。

○企画部長・都市再生担当部長（河野康之君） 続けて補足答弁をいたします。

番号制度の関係でございますが、住民、自治体のメリットについてでございます。番号制度導入により実現することとして、多くの行政手続の簡素化、事務処理の軽減が期待されているところでございます。市民にとっては添付書類の省略が可能となるというところでございます。

また、負担が軽減する事務についてでございますが、番号の利用により効率的かつ正確な内容性【名寄せ】、統合が可能になります。具体的には国税、地方税の課税徴収事務などにおいて、調整事務の効率化が期待されているところでございます。また、制度を利用し

なければ実現できない事務は何かという御質問ですが、御質問に直接かなっているかどうかについてはあれですけども、法令によって番号を使うことのできる事務は、番号法の別表1に考え方が記載されているところがございますが、国は主務省令において具体的な事務を挙げていくと言っているところがございますが、番号制度を利用しなければいけない事務というのも出てくる可能性はあるところがございます。現在も国において検討がなされておりますし、今後、順次示されているということになりますので、現時点において、ここで具体的に何が実現、利用しなければいけないかというような趣旨のお答えはできないところがございます。

なおですね、市民サービスの向上という観点で言いますと、マイポータルという仕組みはあります。これは情報提供と記録開示システムともいうもので、こちらはですね、市民が自分の情報がどのように記憶【記録】されているかをチェックできるとともに、どのような使われ方をしたかを確認できるシステムでございますが、これに加えましてですね、例えばプッシュ型のサービス、つまり、その方であればですね、どのようなサービスが利用可能かが知らせてもらえるというところであるとかですね、あるいはワンストップサービス、行政機関などの手続を一度に済ませる機能なども期待されているところがございますので、こうした利用の仕方については、今後ですね、検討、議論を重ねていきたいというふうに考えております。

○15番（嶋崎英治君）

それから、共通番号制について、まだ未定のものがあるけれども、市長がそういうところに行くということ、申しわけありません。存じ上げなかったので、大変三鷹としては早くからいろいろ進めているということで、他の自治体ではまだそこまで行ってないのではないかと、今、市長の答弁説明を聞いて思いました。さすがにこの関係での何というんですか、オーソリティーというか、しっかりやってこられた人だというふうに、改めて敬意を表したいと思います。

その上でですね、質問するんですが、先ほど企画部長のほうから、いろんな行政サービスに利することができるというふうに言われました。例えばこのことだつていうふうに例示されると、なるほどなと私ども、理解が深まるんですけども、いっぱいこうあるよと言われると、じゃあ、何だろうってまた質問することになりますので、例えばこれとこれがこういうふうになりますとかっていうふうに言っていただくと、もっと理解が深まるのかなというふうに思います。

それから、当座はまだ民間は使わないで、公だけということなんでしょうか。私は、これも民間に開かれていくし、そうすると一体個人情報を守れるのかどうなのか。裸にされちゃう。かつ、最高裁の判決を御紹介して引用したのもそこに私の意があったからなんですけど、民間の利用っていうのはずっとずっと先なんでしょうかね。そこがちょっと心配になりましたので、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○市長（清原慶子さん）

それから、番号制度に関して申し上げます。なぜ三鷹市が今年の6月から、既にこの新しい番号制度の取り組みを始めたかといったら、4月に内閣委員会で三鷹市長、参考人招致されまして、意見も申し上げる機会があり、法律が成立したわけですね。私、そのときに強く申し上げたのは、ほかの参考人も同じです。この制度が個人情報を限りなく守る

セキュリティー度の高いものとされなければならない。それは国の責任である。特定個人情報保護委員会がつくられるなんていうのはですね、これは本当に国の覚悟が見えた1つですね。そのような守るべき仕組みを、自治体は持っていますよ、個人情報保護委員会ね。三鷹市はもう最初に1980年代から。しかし、国に特定個人情報保護委員会が設置される。これは取り組みとして、基礎自治体としてさらに磨きをかけなければいけない。しかも多岐にわたる。そういうことからですね、早め早めに全庁的なチームで取り組んできたところですよ。

ですから、問題認識は、市民、国民のためでなければならないんです、この番号制度は。自治体や国がですね、行政のやりやすさのためにつくっちゃいけないんですね。そこをきっぱりとですね、全国市長会でも各市長が発言してきました。そして、仕事は市に与えられるんですね。なりすましの経験を今までも多くの市がしていますよ。ですから、個人番号が付与されても、カードなどを発行するのは市の仕事になるとしたらね、どうやって被害者を少なくするのか、なりすましを防ぐのか、とにかく犯罪を防止しなければいけない。そういうことの中でですね、私としては、強力に国に対して発言もしてきたし、うちの副市長も、そして各部長も各国の担当者に発言をしてきましたので、しっかりと三鷹市としても内部努力をしているということです。

それで、どんな使われ方がしたら、一番市民に効果がわかるのか。私はですね、実はもし番号制度があったら、さきに可決していただきました臨時福祉給付金、子育て支援特別——ごめんなさい、特例交付金、あの事務はですね、どんなに市民の皆様のお手を煩わすことなくですよ、申請書をお出しただかなくてもできたんじゃないか。ですから、ちょっと順序が逆だと思って、この番号制度が成立したら、まずこういう給付のサービスがですね、行き届くようにならないと、国民、市民のメリットは実感されないっていうふうに思っているんですね。ですから、そのような観点で、事例としては今お示しできない。

それから、民間の利用については、法律の制定の中で慎重ですよ。民間の利用については、ただし、経済界はこのメリットも認識しています。ですから、こここのところで、国民、市民のプライバシーやですね、個人情報、あるいは特に所得情報とかですね、そういうところをお守りしながら、主体的に意識ある人が、自分の責任で民間利用というような話が当然検討される余地はあるというふうに思います。諸外国の例などはそういう傾向がありますからね。けれども、今の法律では、これは私たち公共利用ということが定められているというのは、さきに担当部長が答弁したとおりでございます。

○15番（嶋崎英治君） ありがとうございます。去る2月の23日か24日、新宿区内で東京外郭環状道路大深度地下使用申請についての公聴会があり、私、傍聴してまいりました。そのとき、大深度のトンネルは40年から50年じゃないか。どうするんだということがありました。きょうはそれ以上追及しませんけれども、予算審査特別委員会の、後日設定されるその中でもしたいと思えますし、共通番号制については、市長から本当に丁寧な答弁、そして、市の構えも伺い、ほっとしているところでもあります。さらに具体的な課題については予算審査特別委員会の中でさらに意見交換しながら、市民の情報をしっかりと守り、お預かりするわけですからね。そういう立場で私も努力したいと思えます。

以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（伊藤俊明君） 以上で嶋崎英治君の代表質疑を終わります。